

随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 汚泥焼却設備補修工事

狭山水みらいセンターの焼却炉設備は、㈱荏原製作所と㈱神戸製鋼所の2社JVの施工で納入されたものです。

2社JVそれぞれの施工内訳は、㈱荏原製作所が焼却炉本体部分を施工し、㈱神戸製鋼所が焼却炉設備の排ガス処理部分を施工したものです。

本業務は、狭山水みらいセンターに設置されている汚泥焼却設備において経年劣化により不具合が生じているため、耐火材の打ち換え及び不良部品の取り換えを行い、プラント機械設備として性能を維持するものです。

当該設備は、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作・据付されたものであり、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは、㈱荏原製作所から補修業務を事業承継された水ingエンジニアリング㈱以外にないため、大阪府との契約窓口である同社西日本支店より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。